

# 令和8年度ペロブスカイト太陽電池社会実装モデル事業 仕様書

この仕様書は、「令和8年度ペロブスカイト太陽電池社会実装モデル事業」（以下、「本事業」という。）の実施に必要な事項を定める。

## 1 目的

ペロブスカイト太陽電池は、今後国が強力に普及を推進するものであることから、率先して公共施設に設置し、その効果を確認し、今後の公共施設への導入検討材料とするとともに、その設置手法を市内工事業者等に公開し、市内工事業者等の育成を行うことで、地域経済の活性化につなげることを目的とする。

## 2 事業内容

本事業では、次の(1)~(4)を実施する。

### (1) ペロブスカイト太陽電池等の設置

受託者は、以下の施設に対して 環境省「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）」（以下、「国補助金」という。）に規定の発電容量を満たすペロブスカイト太陽電池及び国補助金に規定の特別区分 A を満たす最適容量の蓄電池を設置すること。蓄電池の設置場所については原則屋内設置とし、本市と協議の上、最適な場所を選定する。

<ペロブスカイト太陽電池設置予定場所等詳細>

施設名	所在地	設置対象建物	最小導入量
尼崎市立尼崎双星高等学校	尼崎市口田中 2-8-1	体育館	5kW

※設置場所は予定であり、国補助金の規定等を満たさないことが判明した場合は、市と協議の上設置場所を変更する。

### (2) 国補助金の申請・報告業務の補助

本事業は、国補助金（特別区分 A）の活用を前提とした事業であることから、受託者は、本市が求める期日までに必要な書類を提出すること。

### (3) ペロブスカイト太陽電池の普及啓発

ア 受託者は、ペロブスカイト太陽電池の稼働状況確認および生徒・来校者への啓発のため、導入する学校施設の見やすい位置に表示装置（モニター等）を設置する。

イ 受託者は、セミナーやチラシの作成等により、市民・事業者へペロブスカイト太陽電池の周知啓発を行う。

### (4) 市内事業者向け研修の実施

受託者は、以下のア、イの研修を行う。なお、研修の実施に際しては、本市と協議の上、より効果的な場所を選定する。

ア ペロブスカイト太陽電池の設置に必要な知識・技術の習得を図るため、希望する市内の電気工事業者に対し、座学と設置現場での実地研修を実施する。

イ 市内事業者が国内外のサプライチェーン全体で競争力を持てるよう、市場動向や社会実装に向けた課題、今後の展望等についての研修を実施する。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、2(1)(2)の事業は、国補助金の期限までに完了するものとする。

#### 4 実績報告

本事業における実施結果および提出物をまとめ、全事業の完了後、完了報告書として2部提出すること。また、電子データ（DVD-R）についても同時に提出すること。

#### 5 ペロブスカイト太陽電池等の設置について

##### (1) 基本条件

本事業は国補助金の活用を前提とする事業であるため、国補助金に係る規定に従い事業を実施すること。

##### (2) 事前調査

ア 受託者は、施設の状況を把握するために必要な調査を実施し、結果を本市に報告すること。

イ 受託者は、設備を設置した際の荷重増加等の影響に対し、必要な施設情報等の資料を収集し、その資料やアの結果等を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性に問題がないことについて、本市と協議・確認を行うこと。

ウ 導入するペロブスカイト太陽電池及び蓄電池の容量は、2(1)に示すとおりであり、受託者は本設備の設置にあたり、日射、外観、メンテナンス等を考慮し、最適な配置を設計し、結果を書面により本市に報告すること。

エ 受託者は、各種法令に基づき、責任を持って必要な手続き等を行うこと。

市が主体となる諸手続きについては、本市に対し必要な助言及び協力を行うこと。なお、電気事業者への接続契約手続きに必要な申請費用及び電気事業者から請求される連系負担金については事業費に含めるものとする。

##### (3) 設計・施工等

###### ア 共通事項

- ① 設備の設計、施工及び維持管理にあたっては、電気事業法、消防法、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令・規格等を遵守すること。
- ② 設計・工事にあたっては、原則として以下の最新版の仕様書に準拠すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、受託者及び本市との協議の上、決定する。
  - ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
  - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ③ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。
- ④ 同時期に計画されている他の工事がある場合は、学校運営への影響を可能な限り最小化するよう、関係者間での連絡、情報共有等を密に行うこと。また、生徒・教職員及び来校者の安全確保に最大限配慮すること。

###### イ 設計

- ① 受託者は、詳細設計を行ったのち、機器仕様書、単線結線図、配線配管図、システム構成図等、今後の設備の維持管理に必要な資料をまとめて本市に提出すること。
- ② ペロブスカイト太陽電池等の設計にあたり、逆電力継電器（RPR）等の必要な保護機能や太陽光発電設備で発電した電力を既設設備に供給する設備を検討し、保護機能等に必要な工事、既設設備の改造、機能追加等については、受託者負担とする。
- ③ ペロブスカイト太陽電池は国補助金の対象となる製品であること。
- ④ ペロブスカイト太陽電池等の固定方法や付属設備類の構成・仕様等は、ペロブスカイト太陽電池製造メーカー標準仕様および、国補助金における特別区分Aに求められる基準に合致するも

のとする。なお、設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うものとし、耐震性能はSクラスを適用すること。

- ⑤ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせないこと。
- ⑥ 原則既設設備の改修を伴わない設計とし、既設設備の改修が必要な場合は、受託者及び本市との協議の上、経費を見込むこと。
- ⑦ 全量自家消費（蓄電池への蓄電分を含む）を基本とし、災害時等系統電力停電時に、本設備で発電した電力を自立的かつ安定的に活用できる設計とすること。
- ⑧ 当該施設の電気主任技術者と、責任分界点に関する内容及び保全に関する費用負担等を協議すること。

#### ウ 施工・工事監理

- ① 施工者が市内事業者（市内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であるよう努めること。
- ② 施工にあたり、本市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- ③ 定期的に本市の関係者と打合せを行い、受託者は議事録を作成し相互に確認したものを本市に提出すること。
- ④ 受託者の責任において、工事中における安全対策については万全を期すこと。工事実施にあたり、諸影響への事前説明について、施設管理者及び近隣住民への対応及び対策を講じること。また、工事中に苦情等があった場合は、受託者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- ⑤ 施工にあたり、設置施設の利用や安全に支障が起きないように、受託者及び本市との協議の上、実施すること。
- ⑥ 学校施設であるため、土日や長期休暇等に合わせた施工が必要となる場合がある。
- ⑦ 事業期間中、本市の職員等が行う施設の管理及び点検等のための立入りに支障が生じないようにすること。
- ⑧ 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定のうえ、受託者及び本市との協議の上、決定すること。また、設備には、市所有の電気工作物と識別ができるよう表示等を行うこと。
- ⑨ 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせ通知等）を作成し、本市と事前協議の上、施設の電気主任技術者に報告を行い、その指示に従うこと
- ⑩ 既設のコンクリート床、壁などの穴あけについては、原則行わないこと。必要な場合は、本市と協議の上、既設の鉄筋を切断しないように実施すること。
- ⑪ 既存の防水性能を低下させることのないよう、施工を行うこと。
- ⑫ 既設の防火区画貫通処理材を貫通し配線工事を行う場合は、既設の防火区画貫通処理材の防火性能を保持できるよう補修を行うこと。
- ⑬ 工事完成時には、現場で本市職員の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、施工写真、及び各種許認可書の写し、その他国補助金実績報告に必要な書類等）を2部作成し、本市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式およびJWW形式データを提出すること。
- ⑭ ⑬の本市職員の現場確認の際に、本市から修補を求められた場合は、速やかに修補を行うこと。なお、修補の期限及び修補完了の確認については、本市の指示に従うものとする。

- ⑮ 受託者は、施工完了後、本市、施設管理者及び当該施設の電気主任技術者へ維持管理及び停電・復旧作業等において必要な事項について説明すること。
- ⑯ 設置後、メーカー保証期間に設備に異常又は故障が確認された場合は、受託者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うとともに本市、施設管理者及び電気主任技術者に書面で報告を行うこと。
- ⑰ 工事施工に必要な水光熱設備や手洗い等の使用については、無償とするが、場所や利用時間については事前に本市と協議の上、決定すること。
- ⑱ 隣接する建築物や通路などに損害を与えないよう留意し、工事中に汚損又は破損をした場合の修繕及び補償は、受託者の責任において行うこと
- ⑲ 作業時間は、午前9時から午後5時までを基本とするが、詳細は契約締結後、本市との協議の上、決定すること。
- ⑳ 受託者は、本事業の運用上必要と考える保険に加入する。加入する保険の種別等については、本市と協議の上、決定する。保険に係る費用については受託者負担とする。

## 6 留意事項

- (1) 受託者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、受託者の負担とする。
- (2) 受託者は本事業を実施するうえで知り得た情報等を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本仕様書に記載する事業に関連するすべての経費が契約金額に含まれるものとする。
- (4) 受託者は本事業により、本市及び第三者に損害を与えないようにすること。また、本市及び第三者に損害を与えた場合は、受託者が補償責任を負い、受託者の責任において速やかに対応するものとする。
- (5) 受託者が責任を負うべき事項で、本市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

## 7 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

## 8 その他

本事業の遂行に際し、本市と受託者は定期的に協議を行うものとし、この仕様に定めのない事項等が生じた場合は、受託者及び本市との協議の上、決定するものとする。

以 上